

1 日時 平成12年9月14日（木） 13:30～15:00
場所 神戸市教育会館501号室

2 出席者

(1) 委員

藤井部会長、朝日委員、小松委員、田中委員、服部委員

(2) 事務局

- ・環境政策課
- ・環境影響評価室
- ・自然環境保全室
- ・環境整備課

(3) 事業者等

- ・株式会社大林組
- ・パシフィックコンサルタンツ（株）大阪支社

3 配付資料

- (1) 資料 - 1：残置森林・造成森林の管理について
- (2) 資料 - 2：公聴会記録書
- (3) 資料 - 3：公聴会陳述に対する事業者の見解書（案）

4 内容

(1) 事業者の説明の後、質疑

主な質疑は次のとおり。

(委員)

残置森林の字は残置か残地かどちらが正しいのか、準備書と資料で統一されていない。

(委員)

残置が正しいのだと思う。ところで仮移植地のことはどの辺に書いてあるのか。

(事業者)

前回の審査会でご指導いただいた点は、3つほどあって、残置森林の管理、貴重種の移植、3つ目にフローリストの精査があったが、2番目と3番目は、前回の審査会で、資料をつくって説明し、今回は残置森林の管理についてのみの資料を用意している。

また、委員から残置森林の字についてご指摘があったが、種々の資料を見てみましたところ、どちらが正しいということはなかったが、いちおう森林法と一緒にするとすると残置になる。

(委員)

どちらが正しいと言うことはないが、統一した方がいい。

(事業者)

評価書で統一する。

(委員)

この内容は、どこに反映されるのか。

(事務局)

審査会答申、そして、知事意見に反映されるが、事業者の判断で、評価書に反映される場合もある。

(2) 9月8日に行われた公聴会の内容を事務局から説明、事業者から公聴会の陳述に対する事業者見解を説明の後、審査。

(委員)

当開発については、他に比べて残置森林の割合が高いし、面積も大きい。従って、他の開発にくらべると生態系に与える影響は少ないが、しかし、全くないということはない。そのときの書き方として、森林を復元していくことによって、数年後にどうなるということをも具体的に書けないか。それともう一点、ここを放っておくと、照葉樹林化して、種の多様性はむしろ減少していくだろうと思う。残す部分に適切な管理を行うことによって、照葉樹を伐採して、森林の再生を図るとその指数は倍増する。残っている部分に手を入れることによって、自然性を回復するというところで、破壊する部分と相殺するというような書き方ができないか。森林を伐採することによってCO₂の処理能力は減少するが、他の部分を回復されることによって、5年後、10年度を考えると、最終的には増加する、保水力も回復するとかいう書き方もある。

(委員)

ゴルフ場開発に係わらず、現状をいじる場合は破壊ということになる。今回の公聴会における意見の内容は、この事業に係わらず、開発においてはいつも出てくる意見であるが、それに対する回答は、定量的に述べるのは難しい。影響は乏しいという方が多いが、具体的に答えられる部分は、今のご発言のとおり、具体的に書くのがいい。

(委員)

意見書を出された方と、公聴会で意見を述べられた方が同じで、全く同意見である。もう一回同じ見解を繰り返さなければいけないのか。準備書の200ページに同じことが書いてある、見解書でまた、同じことを書くのか。

(委員)

私も同じ考えであるが、これが問題であると判断するかどうかは環境影響評価室長にお任せしたいと思う。

(3) 答申(案)について事務局より説明の後審議

(委員)

答申の形式で、事前に送ってもらったものを読んでも、「・・・の必要がある」と改善を求めている箇所はいいが、以前なら「妥当である」としていた箇所については、今回は、「・・・としている」とだけで特にコメントしていない。この表現では、審査したのかしていないのか、写しただけかと思われる。

(事務局)

「妥当である」という表現がいいのか。

(委員)

「・・・としている。」だけだと、他人が言っているのを書いているようなので、直接こちらが認めたという表現の方がいい。

(委員)

「妥当である」という表現は、必要だと思う。

(事務局)

今回の案件は、注文が少ないので、審査しても問題がないところは、「妥当である」という表現を付けることにする。

(委員)

植物の移植のところで、「容易に行えると考えerのではなく、」というところでは、「容易に」ではなくて、「安易に」ではないか。

(委員)

もっと簡単に「容易に行えると考えerのではなく」を「安易に考えるのではなく」。

(事務局)

事業者が作ってきた資料が、評価書に入るとは限らない。そこで、その部分を評価書に入れるように求める言い方をするのはどうだろう。

(委員)

事業者が書いてきたことは是非とも評価書に入れて欲しい。今まで、アセスをやってきて、植物の目録をつくるのが精一杯で保全計画などなかった。今回は初めは、目録さえもできてなかったが、初めて、残置森林の保全計画もできてきた。是非とも入れてもらいたい。

(委員)

我々は、事業者の出してきた資料を見ている。しかし一般の人は、準備書だけである。従って、どういう形で意見を返すことができるか。

(事務局)

公開請求があった場合には、すべての資料について、問題がある場合をのぞいて、公開することになる。

(委員)

住民が手にしている資料と、審査会委員が手にしている資料が違うということになっている。そして、その記録がどこにも残らない。評価書に盛り込むか、審査意見書の最後にこういう資料を請求しましたというのを書く必要がある。

(委員)

評価書に盛ることという表現を使うのがよい。

(委員)

事後監視は強制的なのか。

(事務局)

強制である。少なくとも3年間は報告が義務づけられている。

(委員)

事後監視に絶対植物のことは入れて欲しい。

(委員)

答申案の中で、事業の目的を「地域の環境保全に資すること」というのは無理がある。むしろそれは基本方針というべきものである。水質の項で、「（周辺農地で使用されている農薬と）区別して把握するため（調査せよ）」というのは、要求しすぎ。「把握できるよう適宜」というふうに弱めた方がいいのではないか。水生生物の項で、ゴルフ場は地下にも配管が多く、近自然工法を採用するのは難しい。「所要の箇所については」という風にしたらいいのではないか。

（委員）

あとは、事務局で修正点をまとめていただいて、部会長にくくっていただければいいかと思う。

（委員）

文書表現の修正がありますので、各先生にも見ていただいた方がいいと思う。

（事務局）

早急に修正して、部会の全先生に見てもらえるようにする。近日中に審査会委員の改選がありますので、今回の答申はそれまでにいただくというのが良いかと思う。それに間に合うように早急に対応させていただきたい。